

(別表 1)

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：神河町防災ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、水害想定として、越知川に隣接する地域で0.5～3.0mの浸水、猪篠川に隣接する地域で0.5～4.0mの浸水、市川に隣接する地域で0.5～3.0mの浸水が想定され、いずれも交通に支障が生じる恐れがある。

(土砂災害：神河町防災ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、北部、北西部、北東部には372箇所の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊区域：206箇所、土石流区域：164箇所、地すべり区域：2箇所）がある。そのうち、土砂災害特別警戒区域が51箇所（急傾斜地の崩壊区域42箇所、土石流：9箇所）があり、浸水害よりも多くの被害が発生することが想定される。さらに、孤立する地域が発生する可能性がある。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、「山崎断層帯南東部」を起因とする地震は、今後100年間に最大で4%の確立で発生するとされている。地震調査研究推進本部地震調査委員会による兵庫県内の地震の被害予測によると、「山崎断層帯北西部」と「山崎断層帯南東部」は連動してM8の地震が起きる可能性があり、震度6以上の発表はされていないものの、神河町の予想される最大震度は「震度5強」とされている。

(その他)

当町において、近年、風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害で、発生時期は7月上旬と9月に集中している。近年では、平成29年10月の台風21号による強風により、吉富地区では春日神社の本殿一部損壊と拝殿が倒壊する被害が、中村地区では埋田神社の本殿が一部損壊する被害が発生した。また、平成30年6月に発生した台風7号や前線の影響により、暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった際、神河町では人的被害はなかったものの、連続雨量約700mmを観測し、家屋2戸の床下浸水と多数の土砂崩れが発生した。

これまで豪雨や台風による風水害で被災した地域に集積している業種は、商業・サービス業や建設業、製造業など広く分散している。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 498者

・小規模事業者数 448者

(平成28年経済センサスより)

| 業種     | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 事業所の立地状況                  |
|--------|-------|---------|---------------------------|
| 建設業    | 120   | 111     | 町内全域に広く分散している。            |
| 製造業    | 58    | 54      | 町内全域に広く分散している。            |
| 卸・小売業  | 125   | 118     | 町中心部に多い。                  |
| 飲食・宿泊業 | 51    | 47      | 飲食業は町内全域に広く分散、宿泊業は山間部に多い。 |
| サービス業  | 104   | 96      | 町中心部に多い。                  |
| その他    | 40    | 22      | 町内全域に広く分散している。            |

### (3) これまでの取組

#### (当町の取組)

- ・地域防災計画の策定（平成 19 年策定、平成 31 年改訂）。
- ・防災訓練の実施。
- ・防災備品の備蓄。
- ・建設業協会等との災害時応援協定の締結。
- ・防災情報伝達システム（防災無線）の構築。

#### (当会の取組)

- ・災害発生後の被害状況の確認と各所への報告（中播磨県民センター・兵庫県商工会連合会に報告）。
- ・地区内小規模事業者等の B C P に関する国・兵庫県の施策周知。
- ・地区内小規模事業者等に対する B C P 策定セミナーの開催。
- ・兵庫県共済協同組合と連携した「休業対応応援共済」（休業補償共済）への加入促進。

## II 課題

- ・緊急時における町との協力体制が明確に示されていない。
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- ・保険、共済に対して助言を行える職員が不足している。
- ・緊急時における具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者等に災害リスクに対する認識を深めてもらうとともに、重要性を周知する。
- ・地区内小規模事業者等の B C P 策定や事業継続力強化計画の策定を推進、支援する。
- ・兵庫県共済協同組合等と連携し、巡回や窓口指導により共済・保険制度の加入確認や制度説明などを推進する。
- ・B C P 策定や事業継続力強化計画策定を支援する職員向け研修会等を開催する。
- ・平成 30 年 12 月締結の「神河町、神河町商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定」をもとに、防災体制の整備や災害時における対応について三者連携し、当会の組織内体制及び被害状況にかかるとの情報共有体制や連携体制の構築を図る。

| 事業内容                     | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| B C P 策定セミナー等の開催（重要性周知）  | 1 回   | 1 回   | 1 回   |
| B C P 策定支援               | 3 者   | 3 者   | 3 者   |
| 事業継続力強化計画策定支援            | 3 者   | 3 者   | 3 者   |
| 火災共済の増強（加入済事業者の地震特約付加含む） | 5 件   | 5 件   | 5 件   |
| 休業対応応援共済の増強              | 3 件   | 3 件   | 3 件   |
| 当会職員対象研修会等の開催            | 1 回   | 1 回   | 1 回   |

## IV その他

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

地区内小規模事業者の事業継続力を強化するために、当会と当町が連携して災害に対する事前の対策を推進するとともに、万一の発災時に当会が担う役割を明確化し、以下の事業に取り組めます。

#### < 1. 事前の対策 >

当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回時に、災害リスクやその影響を軽減するための取組・対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）を説明、周知する。
- ・商工会報（年1回）や商工会ニュース（年3回）、ホームページによって情報発信を行うと伴に、BCP策定セミナーの開催等により周知を図る。
- ・普及啓発チラシを作成（500部）し、会員事業所をはじめ町内の公共施設等に配布する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、地区内小規模事業者に対するBCP策定や事業継続力強化計画策定セミナーを開催することで周知、策定支援を図る。
- ・「神河町、神河町商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定」にもとづき、各者が連携し、必要に応じて周知を図る。

#### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画（BCP）の作成

- ・当会は、令和3年3月までに事業継続計画を策定予定。

#### 3) 関係団体等との連携

- ・兵庫県共済協同組合や全国商工会連合会が小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定を締結している損害保険会社等と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明や紹介、講師派遣による普及啓発セミナー等を実施する。
- ・「神河町、神河町商工会及び但陽信用金庫の包括連携に関する協定」をもとに、防災体制の整備、災害時における対応として、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう、普及啓発やBCP策定・事業継続力強化計画策定の周知等について連携する。また、但陽信用金庫との連携の中で、発災後の被災企業に対する復興支援を迅速に行うため、緊急相談窓口等を開設し、金融相談等の支援体制を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者のBCP策定・事業継続力強化計画策定の取り組み状況の確認（年1回）を行う。
- ・当町地域振興課、ひと・まち・みらい課と当会にて定期開催している会議等（年6回）を活用して状況確認及び情報共有を行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施訓練の実施

当町が行う定期防災訓練等で被害状況の情報共有体制を確認する。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

SNS などを活用して、発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行って当会の体制を整えながら、当町と情報共有して被害状況を確認し、すみやかに応急対策の方針を決定する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ① 職員自身の安全を確保した上で、常に連絡がつく状況に身をおく。
- ② 状況を確認しながら、必要に応じて安全な交通手段で出勤する。
- ③ 当町地域振興課へ連絡し、町内の大まかな被害状況を確認する。
- ④ 被害が出ている地域に所在する事業所の被害状況を確認する。被害地域が全町にわたる場合は、状況が分かる地域から確認を行う。
- ⑤ 被害状況の把握については、当町と連携を図りながら情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

|           |   |
|-----------|---|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>   |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報はない。</li></ul>  |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

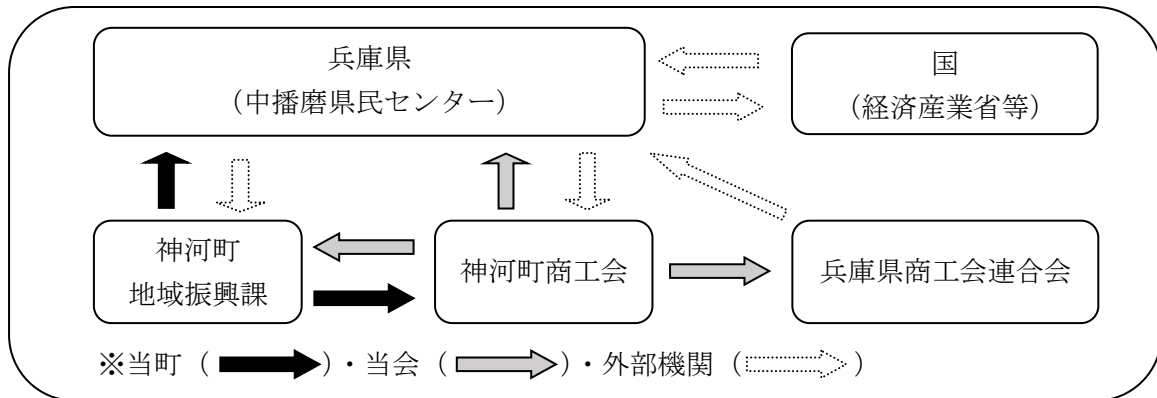
(本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 発災後～3 日   | 1 日に 2 回共有する。  |
| 3 日～2 週間  | 1 日に 1 回共有する。  |
| 2 週間～1 ヶ月 | 2 日に 1 回共有する。  |
| 1 ヶ月以降    | 1 週間に 1 回共有する。 |

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・地区担当職員が、各地区の役員に近隣の被害状況を聞き取った上で、被災した地区内小規模事業所等に連絡、場合によっては訪問を行い、個別の被害状況を調査する。
- ・会員事業所から寄せられた被害に関する情報とあわせて、災害報告用の「被害報告書」にとりまとめて、速やかに当町に報告する。被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、必要に応じて当町と調整する。
- ・被災地域での活動を行う際は、二次災害を防止するため、当町に被災状況等を確認した上で行う。
- ・当会と当町が共有した情報を、中播磨県民センターと兵庫県商工会連合会に報告する。

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する。  
(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や兵庫県、当町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・兵庫県商工会連合会を通じて他の地域の商工会とも連携し、地区内小規模事業者等が短期間で事業を再開できるよう支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災地区内小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県や兵庫県商工会連合会等に相談する。
- ・兵庫県共済協同組合と連携し、被災地区内小規模事業者等に対する火災保険等の迅速な共済金支払いにつなげられるよう支援を行う。
- ・日本政策金融公庫や但陽信用金庫と連携し、被災地区内小規模事業者等に対する迅速な融資斡旋につなげられるよう支援を行う。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

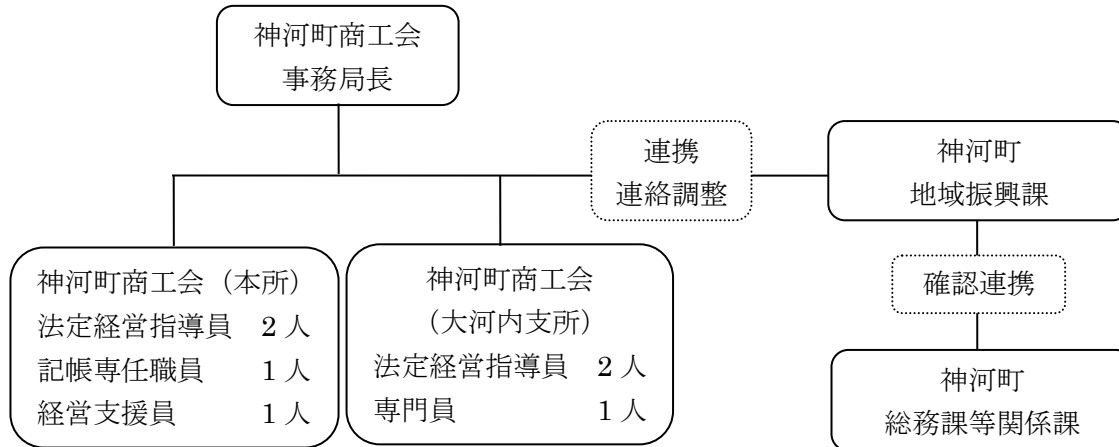
(別表2)

事業継続力支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年10月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

稲垣 幸祐、中井 将人 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行 (毎月1回の支援会議を実施する中で助言等を行う)。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等 フォローアップ (1年に1回以上)。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

神河町商工会 本所

〒679-2413 兵庫県神崎郡神河町中村 29

TEL : 0790-32-0295 FAX : 0790-32-2355 E-mail : info@kamikawa-scic.jp

神河町商工会 大河内支所

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 218-1

TEL : 0790-34-0641 FAX : 0790-34-0771

②関係市町

神河町 地域振興課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

TEL : 0790-34-0971 FAX : 0790-34-0691 E-mail : tiiki\_shinko@town.kamikawa.hyogo.jp

神河町 総務課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

TEL : 0790-34-0001 FAX : 0790-34-0691 E-mail : soumu@town.kamikawa.hyogo.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 450   | 450   | 450   |
| セミナー開催費 | 150   | 150   | 150   |
| 専門家派遣   | 180   | 180   | 180   |
| チラシ等作成費 | 120   | 120   | 120   |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 兵庫県補助金・神河町補助金・会費収入・手数料収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

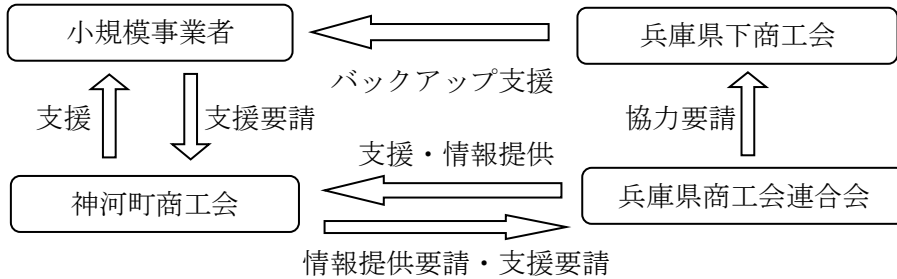
事業継続力強化支援事業を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあつては、その代表者の氏名   |
|--|
| <p>① 兵庫県商工会連合会 会長 志智 宜夫<br/>〒650-0013 兵庫県神戸市中央区花隈町 6-19</p> <p>② 兵庫県共済協同組合 理事長 上枝 晶夫<br/>〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通6 丁目3-28 兵庫県中央労働センター4 階</p> <p>③ 但陽信用金庫 理事長 桑田 純一郎<br/>〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口772</p>   |
| 連携して実施する事業の内容  |
| <p>① 地区内小規模事業者等に対する災害リスクの周知<br/>・災害リスクの周知や影響を軽減するための取組・対策の周知、情報提供。<br/>・発災後の当会人員不足等による応援体制構築、支援。</p> <p>② 関係団体等との連携<br/>・各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明、推進。</p> <p>③ 防災体制の整備及び災害時の対応に関すること<br/>・災害リスクの周知、普及啓発・ポスター掲示。<br/>・発災後の被災地区内小規模等に対する復興支援。</p>  |
| 連携して事業を実施する者の役割  |
| <p>① 兵庫県商工会連合会<br/>・被災地区内小規模事業者等の施策（国や兵庫県等の施策）について、当会へ周知、情報提供する。<br/>・人員不足等による当会にて対応できない場合、他の地域の商工会との連携協力を行い、地区内小規模事業者等が短期間で事業を再開するため、応援体制の支援を行う。</p> <p>② 兵庫県共済協同組合<br/>・会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明、推進。</p> <p>③ 但陽信用金庫<br/>・BCP策定、事業継続力強化計画策定の普及啓発、周知等。<br/>・発災後の被災地区内小規模事業者等に対する復興支援を迅速に行うため、緊急相談窓口等を開設し、金融相談等の支援体制を行う。</p> |
| 連携体制図等   |
| 別紙に記載のとおり。   |

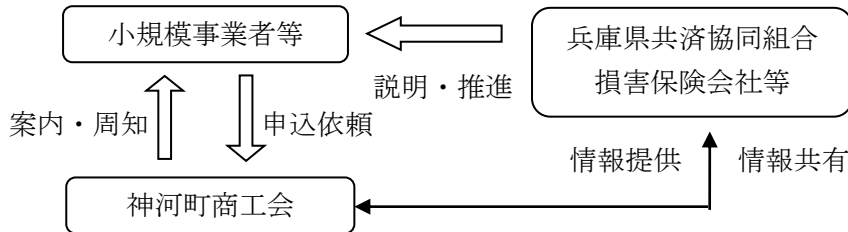


連携体制図等

①小規模事業者が事業を再開するための支援体制



②災害リスクに対応した補償や共済加入について説明、推進



③災害リスクの普及啓発、周知・復興支援体制の構築

